

第六十六号議案

江戸川区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年十一月二十八日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例  
 江戸川区個人番号の利用に関する条例（平成二十七年十月江戸川区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の十六の項中

地方税関係情報であつて規則で定めるもの

を

地方税関係情報であつて規則で定めるもの

国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）による年金である給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

に改め、同表二十九の項中

生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

を

地方税関係情報であつて規則で定めるもの  
 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第二に規定されていない事務について、必要ない限で特定個人情報を利用する必要があるもので、本案を提出いたします。